

2020年4月9日

逗子市

緊急事態宣言を受けて逗子市立小・中学校における  
一斉臨時休業の延長について

●一斉臨時休業を5月6日（水）まで延長します。

令和2年4月7日に発令された、緊急事態宣言を受け、逗子市教育委員会としては、逗子市立小・中学校の臨時休業を当初2020年（令和2年）4月8日（水）から4月21日（火）まで、とじていましたが、5月6日（水）まで延長します。併せて、臨時休業中は登校日を設けず、中学校の部活動も行いません。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部学校教育課 すぎやま 杵山・内田  
電話：046-873-1111 内線 515・516